

(広報資料)

平成30年10月22日
京都市都市計画局
〔担当 都市企画部都市計画課〕
電話 222-3505

第67回京都市都市計画審議会の開催について

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第67回京都市都市計画審議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

記

1 日 時

平成30年11月12日(月) 午後1時30分～

2 開催場所

御所西 京都平安ホテル 1階 「平安の間」

(京都市上京区烏丸通上長者町上る 電話075-432-6181)

3 付議案件(予定)

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区の変更について(京都市決定)

4 会議の傍聴

(1) 傍聴定員

15人

※ 記者席は別途設けます。

(2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時から午後1時15分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

(3) その他

京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでないとする場合は、当日非公開となることがあります。

5 会場周辺図



地下鉄今出川駅から南へ徒歩7分

※ 公共交通機関を御利用のうえ、お越してください。

<付議案件について>

生産緑地地区の変更について

1 趣旨

生産緑地制度とは、市街化区域内の農地等で、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に役立ち、将来公共施設等の敷地として適している農地等を都市緑地として保全を図る制度である。

権利者の確定による追加指定や主たる従事者の営農不能等による既決定地区の廃止等を行うため、生産緑地の位置、区域及び面積を変更する。

2 変更の概要

面積：約576.60ヘクタール→約560.57ヘクタール（約16.03ヘクタール減）